

湖西市教育委員会スポーツ・生涯学習課所管業務競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、湖西市教育委員会スポーツ・生涯学習課が所管する業務について、湖西市契約規則（昭和57年湖西市規則第16号）第10条に規定する事項のほか、湖西市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

(入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、仕様書等により業務に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札をした者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の辞退)

第4条 指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別に定める様式による入札辞退届を郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(入札の効力)

第5条 指名競争入札において、入札の前日までに被指名者の過半数が当該入札を辞退した場合には、当該入札の執行を取りやめることができる。

2 前項において、入札の執行を取りやめた場合は、当該入札を辞退しなかった被指名者に、別に適当な被指名者を追加して新たに入札を行うものとする。

(入札)

第6条 入札回数は1回を限度とする。

2 入札書は、別に定める様式により作成し、封印の上、表面に「湖教ス生第契〇号入札書 在中」と明記し、裏面に入札参加者の住所又は所在地及び名称又は氏名を記載して、公告又は指名通知に示した入札書到達期限までに指定の方法により提出するものとする。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

6 入札参加者は、あらかじめ内訳書の提出を求められた場合は、指定する期日までに提出しなければならない。

7 前項の場合において、入札参加者から内訳書の提出がない場合又は内訳書の内容に不適当な点が認められる場合は、当該入札参加者の入札は無効とする。

（入札書の書換え等の禁止）

第 7 条 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第 8 条 指名競争入札において、入札辞退等により入札参加者が 1 人の場合には、入札執行を取りやめる。

2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめる。

3 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。

4 指名競争入札にあつては、入札者が 1 人のときは開札しない。ただし、指名競争入札以外の入札にあつては、この限りでない。

（開札）

第 9 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、郵便入札による場合は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせることができる。

（入札の無効）

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保を納付しない、又は提供しない者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時及び場所に提出しない入札

(5) 記名・押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

(9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札

(10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(11) 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札

(12) あらかじめ内訳書の提出を求められたが、内訳書の提出がない者の入札

(13) 内訳書の内容が不適當と認められる者の入札

(14) 指定の方法以外で到達した入札

(15) 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札

(16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に反して入札した者の入札

2 市長は、開札した場合において、入札参加者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他不正の行為をしたと思われるときは、速やかに内容を調査し、競争入札の意義が失われたと判断した場合には、その者のした入札又は当該入札を無効とすることができる。

(落札者の決定)

第 11 条 入札においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 12 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 13 条 開札した場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は商号及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。郵便入札による場合には、落札者に直ちに口頭で知らせ、後日書面による通知を行う。

(随意契約)

第 14 条 最終入札を行った結果、最低価格が予定価格に達しなかった場合、入札執行者が随意契約が可能であると認めたときには、必要に応じて担当課と最低価格との間で設計内容等について検討をした上、最低価格の入札者から見積書を徴し、見積額が予定価格に達した場合は、契約を締結するものとする。

2 見積書を徴する回数は、2 回を超えてはならない。

(指名替え)

第 15 条 次に掲げる場合は、指名替えを行うものとする。

(1) 入札執行者が随意契約が不可能であると判断した場合

(2) 最低価格者が見積書を提出しない場合

(3) 最低価格者から見積書を徴した結果、見積価格が予定価格に達しなかった場合

(4) 入札参加者の全部が辞退した場合

(異議の申立)

第 16 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(湖西市建設業関連業務競争契約入札心得への委任)

第 17 条 この心得に定めるもののほか、入札の実施のために必要な事項は、湖西市建設業関連業務競争契約入札心得で定める。

附 則

この心得は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。